

健康保険事務にお困りの方におススメ!

## お役立ち情報をお届け! 健康保険委員にご登録ください

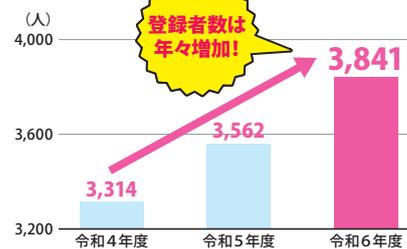
協会けんぽでは、健康保険事務を担う方をサポートさせていただくために、1事業所に1名以上「健康保険委員」のご登録をお願いしています。

健康保険委員に関する事項は法制化(健康保険法施行規則第2条の2)されており、ご登録いただくと、協会けんぽから健康保険事務に役立つガイドブック等をお送りしますので、健康保険事務にお困りの方におススメです。

登録はこちらから



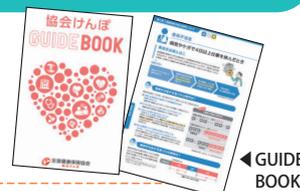
委員といっても、委員会などの強制的な活動はありません。  
登録がまだの事業所様は、ご協力をお願いします。



## 協会けんぽ和歌山支部が皆さまの健康保険事務をサポートします!

### 特典① 「協会けんぽ GUIDE BOOK」をお送りします

▶ 給付金等の申請書の記入例や手続きの流れ、健診に関することなど幅広く掲載しており、日々の健康保険事務手続きの参考になります!



### 特典② 広報誌「健保委員わかやま」をお送りします

▶ 協会けんぽのイベントや、制度改正などの最新情報、健康保険事務のより深い内容(中・上級編)を掲載した広報紙をお届けします。



詳しくはこちら



その他特典として、委員限定の研修会(任意参加)もごございます! 詳しくは二次元コードからチェックしてください。

## 事業主・加入者の皆様へ 被扶養者資格の再確認にご協力いただきありがとうございました

お忙しい中、「令和6年度被扶養者資格再確認」にご協力いただき、ありがとうございました。

### 【令和6年度の実績】

被扶養者から除かれた方：**63,398人**(和歌山支部は**412人**)

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額)：**約11億円**



なお、令和7年度被扶養者資格再確認につきましては、詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

# 相手(第三者)の行為によるケガや病気で健康保険を使う場合 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

交通事故や暴力など第三者(相手方)が原因で健康保険を使って治療を受けた時には「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

## なぜ必要?

本来相手方が支払うべき治療費等を協会けんぽが一時的に立て替えて支払うこととなります。立て替えた費用を相手方に請求するために「第三者行為による傷病届」が必要となります。

### 提出が必要な ケース (一例)



### ケンカや暴力行為



### 外出での食中毒



### 他人の飼い犬に噛まれた



工作中や通勤途中のケガについては労災保険の適用になるため、健康保険での治療は受けられません。その場合は管轄の労働基準監督署にご相談ください。

## 事業所アンケートの結果をご報告します

この度はお忙しい中、令和6年度事業所アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。アンケートの結果につきましては、ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

アンケートでは、協会けんぽが行ったらよいと思う広報に関して、動画広告などの「デジタル広報」を取り入れてはどうかのご意見をいただきました。そこで、和歌山支部では8月頃からデジタル広報を新たに始める予定です！  
皆さまからいただいた貴重なご意見は、サービス向上のために活かしてまいりますので、今後ともご協力いただきますようお願いいたします。



事業所  
アンケートの  
結果はこちら



マイナ保険証に  
慣れておこう!

## マイナ保険証で何が変わるの?

第6弾

～マイナ保険証 よくある質問コーナー～



マイナ保険証で  
受診するとどんな  
メリットがあるの?

高額な窓口負担が  
軽減されるなど様々な  
メリットがあります!



### マイナ保険証のメリット

- ① 手続きなしで高額な窓口負担が軽減されます!  
限度額適用認定証の書類申請手続きが不要になります。  
(※ただし、非課税世帯の方は引き続き事前の書類申請手続きが必要となります。)
- ② 医療情報の共有化でより良い医療が受けられます!  
自身の薬の履歴・過去の特定健診情報が共有され、より良い医療が受けられます。
- ③ 確定申告の医療費控除申請が簡単になります!  
マイナポータルとe-Taxを連携することで、領収書を保管・提出する必要がなくなります!

詳しくはこちら  
(厚生労働省HPへ)

